

第3 市民、事業者、市の役割

環境基本計画を効果的に推進するためには、市民、事業者、市が相互に連携し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

(1) 市民の役割

日常生活と環境のかかわりあいを認識し、環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境の保全及び創造に自ら努め、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画することが望まれます。

(2) 事業者の役割

事業活動に伴って生ずる公害を防止・抑制し、かつ自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じるとともに、これに伴う環境への負荷の低減に努めることが望まれます。また、環境の保全及び創造に自ら努め、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画することが望まれます。

(3) 市の役割

市民や事業者の協力のもと、本市の環境の保全と創造を担う主体として、本計画に掲げる施策を総合的・計画的に実施していきます。さらに、自ら率先して環境への負荷の少ない施策の実践に努めるとともに、市民、事業者の自主的な環境保全活動に対して多方面から支援していきます。また、広域的な取組を必要とするものについては、国、県及び近隣の市町と協力して行うよう努めます。

環境基本計画の期間は、平成15年(2003年)度から平成24年(2012年)度までの10年間と設定しています。

なお、今後の環境の状態、社会情勢などの変化に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。